

令和5年6月21日	
資料提供	
担当課	福祉保健総務課
担当者	福原、土谷
電話	073-441-2472

## 和歌山県令和5年台風第2号災害義援金の募集について

令和5年台風第2号によって被害を受けられた被災者を支援するため、「和歌山県令和5年台風第2号災害義援金」を募集します。

### 1 義援金の名称

和歌山県令和5年台風第2号災害義援金

### 2 受付期間

令和5年6月21日から令和5年9月30日まで（ゆうちょ銀行、きのくに信用金庫本店営業部及び和歌山県信用農業協同組合連合会本所は9月29日まで）

### 3 義援金受入口座

金融機関	口座番号	口座名義
紀陽銀行県庁支店	(普) 417386	わかやまけんれいわごねんたいふうだいにごう 和歌山県令和5年台風第2号 さいがいぎえんきん 災害義援金
ゆうちょ銀行	00960-5-213145	
きのくに信用金庫本店営業部	(普) 2683944	
和歌山県信用農業協同組合連合会本所	(普) 0009116	

- 紀陽銀行本店及び支店の窓口並びにATMから同行口座へ振り込む場合は、手数料無料。  
なお、ATMによる振込については、同行カード又は現金による振込の場合のみ手数料無料。
- ゆうちょ銀行・郵便局窓口又はゆうちょ通帳アプリから同行口座へ振り込む場合は、手数料無料。  
ただし、ATMによる振込については手数料が必要。
- きのくに信用金庫本店及び支店の窓口から振り込む場合は、手数料無料。  
ただし、ATMによる振込については手数料が必要。
- 和歌山県信用農業協同組合連合会本所並びに和歌山県内の農業協同組合の本店（本所）及び支店（支所）の窓口から振り込む場合は、手数料無料。ただし、ATMによる振込は手数料が必要。

### 4 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当します。

なお、寄附金控除申請には、金融機関振込の際の振込票控え等及び当該義援金募集要綱等の添付により、寄附したことを証することができますが、その他の事情により和歌山県が発行する受領証明書を希望される場合には、和歌山県福祉保健総務課までお問い合わせください。